

市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会要綱

(名称)

第1条 本懇談会は、市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、市川海岸塩浜地区の護岸の整備について、地域の参加を得ながら、「三番瀬再生計画」を踏まえた事業の推進を図るため、下記に掲げる事項について、助言を得ることを目的とする。

- (1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- (2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- (3) 工事施工計画

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(委員及び任期)

第3条 委員の構成、定数は別表1のとおりとし、知事が依頼する。

2 委員の任期は、依頼を承諾した日から当該年度末までとする。

なお、委員の再任は妨げない。

(座長)

第4条 懇談会には座長1名及び副座長1名を置き、学識者がその職務を行う。

2 座長は、知事の指名による。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

4 副座長は、座長の指名により定める。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、知事が招集する。

(会議（懇談会を除く）)

第6条 懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ会議（懇談会を除く）（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、次条第3項に規定する事務局長が招集する。

(事務局)

第7条 事務局は、県土整備部河川整備課（塩浜2丁目、3丁目に係る事務）に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局長は、県土整備部河川整備課海岸整備班長の職にある者とする。

(議事の公開)

第8条 懇談会は、公開するものとする。ただし、社会情勢等により、非公開にすることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が定

める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月2日から施行する。
- 2 懇談会は、施行の日から令和4年度末までの間に限って設置する。

別表1

(委員の構成及び定数)

構成	定数
1 学識経験者 2 漁業関係者 3 地元住民 4 行政関係者	10名以内